

寄付はわたしの社会貢献



NPO

「寄付」というかたちで
あなたもNPOの活動を
応援してみませんか。

最大 50% OFF

指定・認定NPO法人に寄付をすると、
税金(所得税・住民税)から、寄付金額の最大約50%がカエルんです。



● 指定NPO法人への寄付

個人住民税の申告をすると、寄付金から2,000円を引いた額の4%が県民税から、6%が市民税から軽減されます。(県・市それぞれの指定を受けている場合)

● 認定NPO法人への寄付

所得税の確定申告をすると、寄付金から2,000円を引いた額の40%が所得税から軽減されます。(併せて指定を受けている場合には、寄付金額の最大約50%が所得税・住民税から軽減されます。)

- 「指定NPO法人」とは、県や市が定める基準を満たし、条例により指定された法人を、「認定NPO法人」とは、国の基準を満たし認定を受けた法人をいいます。

指定NPO法人は寄付金額の最大約10%、認定NPO法人は最大約50%が税金(所得税・住民税)の控除対象となります。(適用上限あり)
所得税については、原則として納付した税金が還付されますが、住民税については、翌年度に納付すべき税額が軽減されます。
市民税の税控除の手続きは、市税条例の改正等が行われてからとなります。

●指定NPO法人制度とは

NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度で、一定の要件を満たしたNPO法人を、県又は市の条例で個別に指定する制度です。

- 県指定NPO法人に寄付した場合は、原則として、寄付金から2,000円を引いた額の4%が県民税から税額控除されます。
- 市指定NPO法人に寄付した場合は、原則として、寄付金から2,000円を引いた額の6%が市民税から税額控除されます。
- 県・市両方で指定を受けているNPO法人に寄付した場合には、合わせて10%の個人住民税の寄付金税額控除の対象となります。

●指定NPO法人になるメリット

- ①指定を受けたNPO法人への寄付が、個人住民税の寄付金控除対象となる
- ②認定NPO法人になるための基準の一つであるパブリック・サポート・テスト（PST）※が免除されるといったことが挙げられます。

○指定NPO法人になるためには、いくつかの要件を満たす必要がありますが、要件は県、市によって異なります。詳しくは、問い合わせ先の自治体のホームページで、ご確認ください。

●認定NPO法人制度とは

指定NPO法人制度と同様、NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度で、一定の基準を満たしたNPO法人を県又は政令市が認定する制度です。

- 認定NPO法人に寄付をした場合には、所得税の軽減（寄付金から2,000円を引いた額を所得から控除又は寄付金から2,000円を引いた額の40%を税額から控除）を受けることができます。

●認定NPO法人になるためには、次の基準を満たす必要があります。

- ①パブリック・サポート・テスト（PST）※をクリアしていること
- ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
- ⑨欠格事由に該当していないこと

※パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民から支持を受けているかどうかを判断する基準で、次のいずれかを満たしているかで判断します。

- 1 経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上
- 2 各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が年平均100人以上
- 3 法人の事務所がある県又は市町村から条例で個別指定を受けている

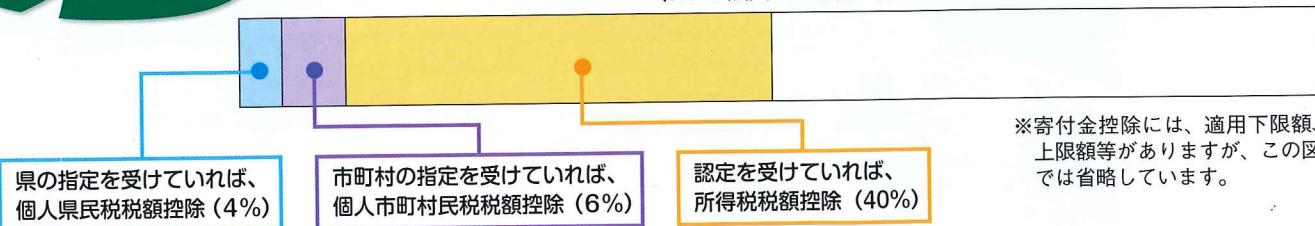
●認定NPO法人になるメリット

認定を受けたNPO法人への寄付が、所得税の寄付金控除対象となるほか、法人税や相続税に関する優遇措置も受けられます。

[参考]

寄付金控除について

(NPO法人への寄付金)



《例》県指定、市町村指定及び認定を受けているNPO法人に1万円を寄付した場合

$$(10,000\text{円} (\text{寄付金額}) - 2,000\text{円} (\text{適用下限額})) \times 40\% = 3,200\text{円} (\text{所得税分})$$
$$(10,000\text{円} (\text{寄付金額}) - 2,000\text{円} (\text{適用下限額})) \times 10\% = 800\text{円} (\text{個人住民税分})$$

所得税と住民税を合わせて、4,000円が税額控除の対象となります。